様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］	**様式第１**（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］
様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］	**様式第１**（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］
様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］	**様式第１**（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］
様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］	**様式第１**（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］
様式第１（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］	**様式第１**（第２条第２項及び第６条第１項関係） ［略］
当社（私）は、中小企業等経営強化法第32条各号（第33条第２項において準用する同法第32条各号）のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。	当社（私）は、中小企業等経営強化法第33条第１号から第８号まで（第34条第２項において準用する同法第33条第１号から第８号まで）のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。
［略］	［略］
様式第２（第３条関係） ［略］	**様式第２**（第３条関係） ［略］
中小企業等経営強化法第31条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。	中小企業等経営強化法第32条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
［略］	［略］
様式第３（第７条関係） ［略］	**様式第３**（第７条関係） ［略］
認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第34条の規定により、下記のとおり届け出ます。	認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第35条の規定により、下記のとおり届け出ます。
［略］	［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

○内閣府・経済産業省令第五号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　梶山　弘志

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（内閣総理大臣及び経済産業大臣への通知）	（内閣総理大臣及び経済産業大臣への通知）
第三条　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第七十二条第二項の規定により沖縄県知事が沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、沖縄総合事務局長を経由して内閣総理大臣及び経済産業大臣に、送付しなければならない。	**第三条**　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第七十八条第二項の規定により沖縄県知事が沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、沖縄総合事務局長を経由して内閣総理大臣及び経済産業大臣に、送付しなければならない。

附　則

この命令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

省　令

○総務省令第八十七号

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十八号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十六条の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

総務大臣　高市　早苗